(拠出型企業年金保険)

カラりのご案内

募集期間

2025年4月1日(火)~7月31年(木)

(*)一時積増の募集のみ2025年12月31日(水)まで

加入日:2026年1月1日(木)(給与控除開始月:2026年1月)

「みらい」は将来のために準備する、 積立年金制度です。



加入対象者

- 正社員(短時間勤務職コースを含む。)
- ・ 再雇用シニア職(短時間勤務職コースを含む。)
- 🕗 シニア職(短時間勤務職コースを含む。)
- 4 アソシエイト社員(無期雇用社員)

「新規加入」「口数変更」「一時積増」(*)のお申込みは年1回ですので、この機会にぜひお申し込みをご検討ください。

2025年7月31日(木) 既加入者の方はWEBでの手続きとなります。

2026年 1月 1日(木)(給与控除開始月:2026年1月)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP9~P10に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

(*)ー時積増の募集のみ2025年12月31日(水)まで延長しています。8月以降にお申込みを希望される場合は、日本共済センター「みらい」担当(0120-97-8484)までお申し出ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

団体積立年金保険「みらい」は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

○ 制度趣旨

公的年金を支える社会経済基盤が大きく変化する中、年金支給開始年齢や定年年齢が引き上げられ、公的年金や60歳から65歳までの給与等を補完する社員自身の自助努力の必要性が高まっています。

このため、社員の生活設計支援に役立つ福利厚生施策をより充実、発展させるため、日本郵政共済組合が主体となり団体積立年金保険「みらい」を運営しています。

当制度は、共済組合員を対象として郵政のスケールメリットを最大限に活かすことを目的としています。

「みらい」は拠出型企業年金保険です。

拠出型企業年金保険とは、団体の組合員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行い、退職、退会等により掛金払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。詳細につきましてはパンフレット(「みらい」のご案内)の該当箇所を参照ください。

○「みらい」の特長

「みらい」は 魅力的だぞう!

1 予定利率年1.25%*(+配当率)

予定利率年**1.25%***に加え、 決算実績によっては配当も加算されます。

※2025年1月1日現在の明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率

・予定利率については将来変更される場合があります。

・毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。 決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

2 生活設計に応じて 毎年口数の見直しが可能

掛金は月払**2口 2,000**円から積立が可能で、昇給や60歳以降の給与額等に応じて、毎年**口数を増やしたり減らすことができます**。

また、**ボーナス払・一時積増も可能**ですので、生活設計に応じて無理なく積立ができます。

月払 1口 1,000円 (2口以上) ボーナス払 1口 10,000円 一時積増 1口 10,000円

3 目的に合わせた2つのコース

積立金の途中払出が可能で、一般生命保険料控除対象の 「一般型コース」と、個人年金保険料控除対象の「個年型コース」

4 掛金は給与から控除

月払は、毎月の給与から、ボーナス払は、6・12月の賞与からそれぞれ**自動的に控除**されますので**自然と積立**ができます。(給与明細書の「保険貯金掛金」欄に記載されます。)

育児休業・休職等により、無給となった場合は、 自払による控除手続きが必要となります。(一般型コースは「中断」も可)



「みらい」とは、公的年金を補うために個人で用意する 「上乗せ年金」のための保険です。

老後の最低日常生活費

約23.2万円



老後のゆとりのための 上乗せ額

約14.8万円

※「ゆとりある老後の生活費」とは、「老後の最低日常生活費」と「老後のゆとりのための上乗せ額」の合計です。

出典 (公財)生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」より



約37.9万円



「みらい」で ゆとりある 老後への準備を!

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

〈ご参考〉公的年金シミュレーター(https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/) 「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。



パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。

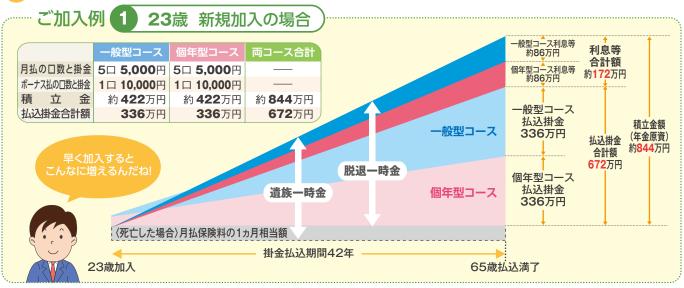
○ 一般型コースと個年型コースとの相違点

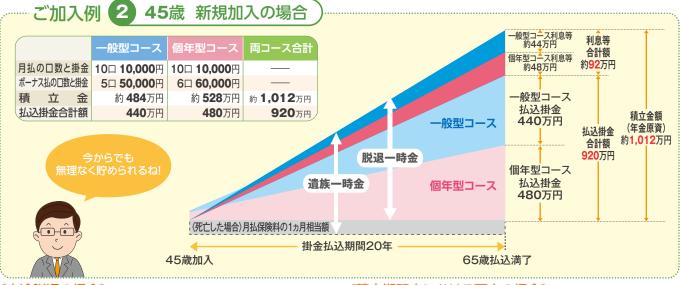
	一般型コース	個年型コース					
加入年齢	満63歳未満	満55歳未満					
中断 (払込の全口中止)	3年を限度に払込を中断することができます	払込を中断することはできません					
積立金の払出	積立金の一部または全部を払い出すことが できます(契約は継続します)	払出しはできません(脱退して一時金を受取 ることはできます)					
保険料の 税法上の取扱い	一般生命保険料控除の対象となります	個人年金保険料控除の対象となります					



ボクがご案内するぞう **制度のしくみ**

○ 在職中





[中途脱退の場合]

若い年齢での退職など、やむをえず中途脱退しなければならない場合にも、積立金額は脱退一時金として戻ってきます。加入後数年間は積立金額(脱退一時金)は払込額を下回ります。(詳細は、P.4の「給付額試算表①積立期間中の脱退一時金」を参照ください。)

[積立期間中における死亡の場合]

積立期間中に加入者が死亡したときは、死亡時の積立金(脱退一時金)に 1ヵ月分の月払保険料相当額を加えた額が遺族一時金として、また、加入者が 50歳以上で死亡した場合は遺族年金としてご遺族に支払われます。 *遺族とは労働基準法施行規則第42条~第45条に定める遺族補償の順位によります。

○ 税法上の取扱い詳細

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

脱退一時金または一部払出金

利息相当額(受取額-払込保険料合計額)が50万円を超えた場合は一時所得として課税の対象となります。

一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円) ×1/2(他に一時所得がない場合)

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

遺族一時金

相続税の課税対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」までは非課税となります。

年 金

加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税の対象となります。 課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)

- 基本年金年額 × <u>払込保険料累計額</u> 年金支払(見込額)総額(※)

- (※)年金支払(見込額)総額とは、保証期間にお受取りいただく年金の総額です。
- (※)保証期間付終身年金の場合は保証期間もしくは年金開始時の平均余命のどちらか長い期間にお受取りいただく年金の総額です。

雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。

将来が楽しみだぞう

○ 給付額試算表①積立期間中の脱退一時金



月払	10,000円の場合(10日) 2日以上	ボ	ーナス払10,000円	∃の場合(1□)
加入年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	加入年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000 円	約118,400円	1年	20,000 円	約19,710円
2年	240,000 円	約238,200円	2年	40,000 円	約39,650円
3年	360,000 円	約359,300円	3年	60,000円	約59,820円
4年	480,000 円	約481,900円	4年	80,000円	約80,220円
5年	600,000 円	約605,800円	5年	100,000 円	約100,850円
10年	1,200,000 円	約1,247,000円	10年	200,000 円	約207,580円
15年	1,800,000 円	約1,925,800円	15年	300,000 円	約320,570円
20年	2,400,000 円	約2,644,300円	20年	400,000 円	約440,180円
25年	3,000,000 円	約3,405,100円	25年	500,000 円	約566,820円
30年	3,600,000 円	約4,210,500円	30年	600,000円	約700,890円

	一時積増10,000円の場合(1口)									
経過年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	経過年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)					
1年		約 9,980 円	8年		約10,800円					
2年		約10,090円	9年		約10,920円					
3年		約10,200円	10年		約11,050円					
4年	10,000 円	約10,320円	15年	10,000 円	約11,690円					
5年		約10,440円	20年		約12,380円					
6年		約10,560円	25年		約13,100円					
7年		約10,680円	30年		約13,870円					

〈ご加入例及び給付額試算表の記載数値について〉

一時積増1口・10,000円を1回のみ払込んだ場合の例です。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1)年間保険料449,808万円を常に維持していること。

(2)加入者全員の保険料が毎月月末に入金されたものであること。

(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2025年1月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

積立金額(脱退一時金額)は、共済組合の制度運営費0.4%及び生命保険会社の事務費等を控除した後の金額です。

「みんなのMYポータル」をご利用ください!

登録して 積立残高を 確認するぞう!

ナるWFBサービスです。

新規登録していただくことで、PCやスマートフォンでいつでも以下の内容がご確認いただけるWEBサービスです。

「みんなのMYポータル」でできること

積立年金残高 加入コース<u>(契約内容)の確認</u> 2 一部払出し請求 (一般型コースの方で 100万円以下の請求に限る

- 3 口数変更・一時積増の申込み (募集期間のみ)
- その他、パンフレットの閲覧等もできます。

ログインはこちらから

●スマートフォン・ タブレット



https://be7. meijiyasuda.co.jp

ログインID・パスワードについて

既加入の方で、ID・パスワードがわからない場合、再発行いたしますので、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)のフリーダイヤル(0120-165-660)までお問い合わせください。

新規加入される方には、ID・パスワードを通知するハガキを郵送いたしますので、必ずご登録ください。(11月頃)

てたお金を受け取るときは必ず「給付金請求書」の提出が必要だぞう!!



室内だど

了時の取扱い

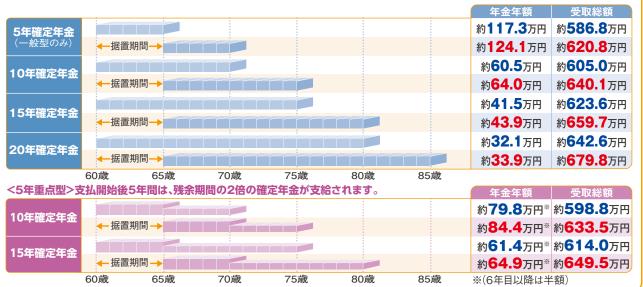
王余コースの種類(積立金合計約575万円を原資とした場合)

各年金とも上段は払込満了前の60歳からの受取、下段は60~65歳まで据置とし、65歳から受取開始した場合を記載しています。

(2・3・4・5・10・15・20年間)基本年金と配当金(生じた場合)による 増加年金をあわせてお支払いします。

年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証

期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取 期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお 支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。



保証期間付終身年金

- ・保証期間中(10・15年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年 金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。 保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いし ます。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保 証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。
- *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 *保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。 但し、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証 期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金を お支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現
- 価をお支払いします
- 10年保証期間付終身年金、15年保証期間付終身年金について上段 は60歳年金受取開始(男性)、下段は60~65歳まで据置し、65歳から受取開始(男性)した場合を記載しています。また、15年保証期間付夫 婦終身年金について上段は「夫60歳年金受取開始、妻57歳」、下段 は「夫65歳年金受取開始、妻62歳」の場合を記載しています
- 15年保証期間付夫婦終身年金は本人または配偶者が生存している 限り終身にわたり年金が支給されます。本人死亡後の配偶者の年金 支給額は保証期間経過後は本人の6割となります。



一時余

受取額 約575万円

記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

給付額は現時点では確定しておらず変動(増減)します。

- ・記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定 利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)す とがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後 は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します。 (記載金額は控除後です)。
- ・毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時 までは確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付 額には、配当金を加算していません。

給付額試算表2年金受給額

○年金原資500万円の場合の年金年額と受取額累計(年金原資1,000万円、1,500万円の場合はそれぞれ2、3倍してください。)

	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付 終身年金	15年保証期間付 終身年金	15年保証期間付 夫婦終身年金
年金年額	約1,020,630円	約526,160円	約361,540円	約279,390円	約251,120円	約243,740円	約207,970円
受取額累計	約5,103,150円	約5,261,600円	約5,423,100円	約5,587,800円	約2,511,200円	約3,656,100円	約3,119,550円

<5年重点型>

	10年確定年金	15年確定年金
年金年額	約694,360円	約533,950円
年金年額 (6年目以降)	約347,180円	約 266,970 円
受取額累計	約 5,207,700 円	約5,339,450円

<給付額試算表の記載数値について>

- ・終身年金の受取額累計は保証期間中の ・年金支払開始後の予定利率について 受取合計額です。
- ・上記10年保証期間付終身年金と15年 保証期間付終身年金については60歳年 金受取開始(男性)の例です。
- また、15年保証期間付夫婦終身年金は 「夫60歳年金受取開始、妻57歳」の例を 想定して試算しています。
- ・保証期間経過後は被保険者本人が生存 されている場合に限り支給されます。
- は、年金受取を開始した時点の各引受生 命保険会社の予定利率を引受割合に基 づき加重平均した率が適用されます。
- ・年金の支払開始を据置いた場合の年金 受給者の年金年額の計算に適用する予 定利率は、据置終了後に年金受取を開 始する時点の各引受生命保険会社の予 定利率を引受割合に基づき加重平均した 率が適用されます。

給付額試算表③一般型コース:年金受取最低積立金額

-般型コースで年金を受け取るための最低積立金額

-般型コースでは、年金として積立金を受取るためには満50歳以上での脱退に加えて1万円以上の年金月額(年金年額12万円以上)が条件となっており ます(個年型コースでは年金月額による制限はありません)。下記積立金額は年金の種類ごとに必要な最低積立金額の目安を例示したものです。

		5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付 終身年金		15年保証期間付 夫婦終身年金
積	立金額	約590,000円	約1,150,000円	約1,660,000円	約2,150,000円	約2,390,000円	約 2,470,000 円	約5,780,000円
年	金年額	約120,430円	約121,020円	約120,030円	約120,140円	約120,030円	約120,400円	約240,420円

<5年重点型>

	10年確定年金	15年確定年金
積立金額	約1,730,000円	約2,250,000円
年金年額	約240,250円	約240,270円
年金年額 (6年目以降)	約120,120円	約120,130円

- <一般型コース:年金受取最低積立金額について>
- ・上記10年保証期間付終身年金と15年保証期間付終身年金については、60歳年 金受取開始(男性)の例です。

また、15年保証期間付夫婦終身年金は「夫60歳年金受取開始、妻57歳」の例を想 定して試算しています。

・年金の支払開始を据置いた場合の年金受給者の年金年額の計算に適用する予定 利率は、据置終了後に年金受取を開始する時点の各引受生命保険会社の予定利 率を引受割合に基づき加重平均した率が適用されます。

医療保障コース(一般型コースのみ払込満了時に選択できます)(無配当医療保険A型5-124日型)

(積立金を初回の新年払保険料に充当して、70歳・80歳までの病気・不慮の事故による入院、手術及び死亡・高度障害の保障を得るコース。一般型コースのみ選択できます。)

- ●加入者が満50歳以上で死亡以外の事由により脱退したとき、医療保障コースを選択できます。
- 加入時に健康状態に関する告知が必要です。
- ○この制度を保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間な どによっては解約返戻金が支払われる場合があります。
- ●保険期間は加入日から70歳・80歳になられた直後の更新日の前日まで。
- ●契約日は、原則として退職により積立金を保険料に充当した日の翌月1日とな ります。(加入手続が退職日までに完了している場合)

※詳しくは、正規パンフレットをご参照ください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 ※記載の個人扱の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

, 受取方法は 「みらい」 を やめるときに考えて 給付金請求書を 必ず出すんだぞう



精立金の受取方法 ※払込満了後にご選択いただきます。

		一般型コース	個年型コース				
	年金の 受取資格	・積立期間が2年以上で満50歳以上の方 ・掛金払込満了年齢に達した方 ※年金月額が1万円未満の場合(5年重点型、夫婦終身 年金は、年金の支払い開始から5年間の年金月額が2 万円未満の場合)、一時金でのお支払になります。	・積立期間が10年以上で満50歳以上の方 ・掛金払込満了年齢に達した方 ※確定年金の場合、年金受取開始は満60歳以上です。 ※掛金の払込期間が10年以上で、年金受取開始年齢が 満60歳未満のときは終身年金のみの選択となります。				
年金コース	コン・3・4・5・10・15・20年確定年金 ②5年重点型10・15年確定年金 ③5年重点型10・15年確定年金 ③5年重点型10・15年保証期間付終身年金 ④10・15年保証期間付終身年金 ⑤15年保証期間付夫婦終身年金 ⑤15年保証期間付夫婦終身年金 ※年金開始後、年金受取人(遺族を含む)から希望があれば、将来の年金支払いに代えて、残余保証期る未払の年金現価を一時金でお支払いします。この場合、終身年金については、保証期間経過後加生存されていたとき、年金のお支払いを再開します。						
	年金の据置	・1年単位で10年まで、年金受け取りを据置することができます。 ・据置期間は短縮できます。 ・据置期間中は掛金の払込ができません。 ・据置期間中は積立金の払出ができません。					
	年金の受け取り	年金の受け取りは、年4回(3・6・9・12月)です。					
一時金		払込満了時に積立金を年金に代えて一時金として受け取	れます。				
医療保障コース		支払満了時に選択できます。(詳細は正規パンフレット参照) 選択できません。					



積立金、掛金を計算してみるぞう

の目安検

ご加入にあたって下記シートをご活用ください。

加入の目安

積立金の目標をたてましょう。

「(例)は10年確定年金の場合]

Step1

団体積立年金保険「みらい」で いくらの年金額(月額)を確保 したいとお考えですか。

Step2

払込満了時に希望される年金 種類(ご予定)はどれにします か。(係数を記入ください)

※終身年金は男性60歳、夫婦終身 年金は男性60歳・配偶者57歳で 年金受給する場合の係数です。

希望年金額(月額)

希望年金種類の係数

年金種類

2年確定年金

3年確定年金

4年確定年金

5年確定年金

10年確定年金

15年確定年金

20年確定年金

X

(例:115)

目標積立金

万円 (例:575万円)

係数

239

247

289

87

113

149

153

(例:5万円) ※記載の数値は将来改定されることがあります。但し、年金受給権取得後は改定されることはありません。

掛金の目安をつけましょう。

万円

[(例)は予定積立期間20年の場合]

Step1

月払だけで、目標積立金まで 積立てる場合の掛金

Step2

ボーナス払を併用して、目標積 立金まで積立てる場合の月払 掛金(予定積立期間は月払、 ボーナス払とも同一期間にして ください)

1 目標積立金

(例:5,750,000円)

係数·月払分

係数

24

36

48

59

115

166

215

(例:264.4)

ボーナス払掛金

(例:21,747円)

係数・ボーナス払分

年金種類

10年保証期間付終身年金

15年保証期間付終身年金

15年保証期間付夫婦終身年金

5年重点型10年確定年金

5年重点型15年確定年金

5年重点型10年保証期間付終身年金

5年重点型15年保証期間付終身年金

必要月払掛金 田

1.000円未満切り上げ 2 ボーナス払分

(例:22,000円)

X 円 (例:100,000円)

(例:44.0)



(例:4,400,000円)

1 目標積立金



係数·月払分



(例:5,105円)



1,000円未満切り上げ

ご自分の予定積立期間の払方別係数を記入してください。

予定	積立	期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
係	月	払	11.8	23.8	35.9	48.1	60.5	73.1	85.7	98.6	111.5	124.7	137.9	151.3	164.9	178.6	192.5	206.6	220.8	235.2	249.7	264.4
数	ボー	ナス払	1.9	3.9	5.9	8.0	10.0	12.1	14.2	16.4	18.5	20.7	22.9	25.2	27.4	29.7	32.0	34.3	36.7	39.1	41.5	44.0
予定	積立	期間(年)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
係	月	払	279.3	294.3	309.5	324.9	340.5	356.2	372.1	388.2	404.5	421.0	437.7	454.5	471.6	488.8	506.3	523.9	541.8	559.8	578.1	596.6
	ボー	-ナス払	46.4	48.9	51.5	54.0	56.6	59.3	61.9	64.6	67.3	70.0	72.8	75.6	78.5	81.3	84.2	87.2	90.1	93.2	96.2	99.3

日本郵政共済組合ホームページでも試算できます。右の二次元コードからアクセスしてください。 ※記載の数値は将来改定される場合があります。但し、年金受給権取得後は改定されることはありません。

アクセスは こちらから



○ 制度の取扱内容

	一般型コース	個年型コース						
加入資格	●加入日(2026年1月1日)に満18歳以上63歳未満の日本郵政共済組合員(任意継続組合員を除き、期間雇用社員はアソシエイト社員に限る。)で、払込満了(65歳)までの期間が2年以上あり、申込日現在健康で正常に就業している方。(1963年1月2日以降に生まれた方が加入できます。)	●加入日(2026年1月1日)に満18歳以上55歳未満の日本郵政共済組合員(任意継続組合員を除き、期間雇用社員はアソシエイト社員に限る。)で、払込満了(65歳)までの期間が10年以上あり、申込日現在健康で正常に就業している方。(1971年1月2日以降に生まれた方が加入できます。)						
	●年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。① 正社員(短時間勤務職コースを含む。) ② シニア職③ 再雇用シニア職(短時間勤務職コースを含む。) ④※加入申込できる方は加入資格に記載の対象者に加え							
掛金	●①月払1口1,000円で2口以上999口まで ②ボーナス払1口10,000円で1口以上999口まで ③一時積増1口10,000円で1口以上3,000口まで(一時積増は、在職中の年1回と、退職時一時積増があります。) ※掛金には月払1口4円、ボーナス払には1口40円の制度運営費が含まれます。 ※ボーナス払、一時積増に加入する場合、月払への加入が必要です。 ※掛金負担は加入者本人となります。 ※退職時に加入者が確定年金を選択する場合、一時積増掛金は、払込満了までに積立てた金額(1万円単位)と同額以下となります。							
加入日	●2025年4月1日(火)~2025年7月31日(木)までの募集期間	中に申込みを受け付け、2026年1月1日から加入となります。						
掛金の徴収	 ●月払は、毎月給与控除します。 ●ボーナス払は、6月と12月のボーナスから控除します。 ●一時積増は、1月中旬頃お送りする払込取扱票で払い込んでいただきます。 ●月払、ボーナス払の両方にご加入の方で、6月と12月の掛金が控除できなかった場合、月払分は翌月以降併徴しますが、ボーナス払分は併徴せず入金がなかったものとして取り扱います。 ●月払掛金が4回連続で控除できなかった場合、脱退となります。 							
掛金の変更	●既加入者の口数の変更は、毎年1回の更新募集時(本年は4月)	月1日~7月31日)に行い、翌年の1月1日からとなります。						
積立金の払出 について	●欄外記載の事由のいずれかに該当する場合は、積立金の 払出をすることができます。払い出す金額は、既払込保険 料(積立金)の範囲内で1万円単位で取扱います。	●取扱いできません。						
中断※ (払込の全口中止) 及び払込の復活	用されより。月仏を宇口中止りる場合は、ホーナ人仏も宇口							
掛金払込 期間中の給付	●脱退したとき・・・・・脱退一時金として脱退時の積立金を受け取●死亡したとき・・・・・「脱退一時金+1ヵ月分の月払保険料相当額(遺族とは、労働基準法施行規則第42~第45条に定める遺族補	」の遺族一時金又は遺族年金を加入者の遺族が受け取れます。						
遺族年金の種類	●2・3・4・5年確定年金、10・15・20年確定年金を選択できます。	●10・15・20年確定年金を選択できます。						
加入通知	●新規加入者には、毎年11月下旬頃にみんなのMYポータル「お	客さまIDはがき」を送付いたします。						
制度運営費	●月払・ボーナス払の掛金の0.4%を制度運営費とします。 よって一般の生命保険料控除の適用は、この0.4%を差し 引いたものが対象となります。	●月払・ボーナス払の掛金の0.4%を制度運営費とします。 よって個人年金保険料控除の適用は、この0.4%を差し引 いたものが対象となります。						

[※]積立金の払出の事由……災害、疾病・障害 (親族の疾病・障害及び死亡を含む)、住宅の取得、教育 (親族の教育を含む)、結婚 (親族の結婚を含む)、債務の弁済

[※]中断(払込の全口中止)の事由・・・・・積立金の払出の事由の6項目+「その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合」 毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

契約概要・注意喚起情報 団体積立年金保険「みらい」_(拠出型企業年金保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特に ご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事 項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額 試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1.商品の仕組み

日本郵政共済組合の組合員の方が、自助努力による 老後保障資金を準備するために、日本郵政共済組合を 保険契約者として運営する団体年金保険商品です。 在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料 払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取 れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中 の死亡時には加算があります。

2.加入年齡、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払 込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により日 本郵政共済組合の所属員でなくなった場合はすみやか に脱退いただきます。

3.積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4.年金や一時金が主に支払われる場合

- ■基本年金(もしくは一時金) 保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もし くは一時金をお支払いします。
- ■脱退一時金(もしくは年金) 保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金 でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能 な場合があります。
- ■遺族年金(もしくは一時金) ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、 積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もし くは一時金にて遺族の方にお支払いします。
- ※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付 種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が 異なります。

5.配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。 年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6.引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社 本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお 引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受 保険会社の委任を受けて事務を行ないます。

引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、 変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1.お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、 クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、団体の職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3.年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

- ■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を 死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一 時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡さ せた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支 払いします。
- ■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。
- ■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した

場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4.保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5.信用リスク・生命保険契約者保護機構

- ■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- ■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。

詳細については、保護機構までお問い合わせください。 (ホームページhttps://www.seihohogo.jp/)

6.ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する 苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社 公法人第一部法人営業第一部 03-6259-0026 受付時間:平日9:00~17:00 〔土日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く〕

- (注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、 本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。
- ■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページhttps://www.seiho.or.jp/)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを 生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則と して1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社と の間で解決がつかない場合については、指定紛争 解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会 を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っており ます。

7.積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料

や遺族年金特約保険料に充てられます。したがいまして、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9.ご契約の継続と解約返戻金

- ■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。 ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。
- ■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10.年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

- ■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- ■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の ご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお 支払事由に該当することがありますので、十分にご 確認ください。







お申し込みの流れ

既加入者の方は みんなのMYポータル からの手続きとなります! 登録していない方は 今すぐ登録を!

新規加入の方

申込書をご準備ください 「2025年度 募集号」に掲載の申



込書または郵政共済組合ホーム ページ掲載の申込書をご使用く

ださい。インターネットをご利用できない方は申 込に関する照会先(0120-165-660)までご 連絡ください

申込書の必要項目を記入のうえ、 共済センター 「みらい | 担当へ送付 してください

> 送付の際は申込書部分を2つ折りのうえ、のり しろ部分を糊づけし、送付してください(申込書 部分のみ切り離し、送付してください)

既加入者の方(一般型のみ・個年型のみ加入者の方も含みます。)

みんなのMYポータルに ログインしてください



ログイン直後のトップ画面に下記の画 面が表示されますので、「Web申込み はこちら」をクリックしてください





みんなのMYポータルをご利用できない方は、明治安田 生命保険相互会社のフリーダイヤルまでお問い合わせ

申込締切日

2025年7月31日(木)

申込書送付先

日本郵政共済組合 共済センター 「みらい」担当

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 連絡先 0120-97-8484

受付時間:平日9:00~18:00 〔土日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く〕 [事務幹事会社]

明治安田生命保険相互会社 団体積立年金保険「みらい」担当 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル 24階 フリーダイヤル 0120-165-660

申込に関する照会先

受付時間:平日9:00~17:00

〔土日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く〕

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

相互会社においては、ご契約者が「社員」 (構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者で あるため、社員とはなりません

したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保 険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務 手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携 会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する 業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者 および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されて います。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。

引受保険会社 事務幹事会社 明治安田生命保険相互会社 公法人第一部 法人営業第一部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル 24階 TEL.03-6259-0026 (加入申し込みに関する問合せ **TEL.0120-165-660**) 受付時間:平日9:00~17:00 (土日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)

富国生命•日本生命•太陽生命•第一生命•住友生命